

技人国ビザ | 許可要件チェックリスト

採用前に「本人・会社・仕事内容」の3方向から確認

1/3

まず押さえるポイント

技人国＝「技術・人文知識・国際業務」。申請では、本人だけでなく、雇用する会社と実際の仕事内容を総合的に確認します。この資料は簡易チェック用で、最終判断は個別のリーガルチェックが必要です。

1 本人に関するチェック

学歴

☐

学士学位または専門士称号を保有している

ポイント：海外大学卒の場合は、学士相当かどうかの確認が必要

納税

☐

申請時点で税金の滞納・納付遅れがない

ポイント：過去に日本に住んでいた人は、過去の納税状況も確認

健康保険・年金

☐

申請時点で保険料・年金の滞納・納付遅れがない

ポイント：過去に日本に住んでいた人は、過去の状況も確認

資格外活動

☐

過去に資格外活動違反をしていない

ポイント：留学生時代・転職時の空白期間・副業などは特に注意

注意

本人の要件は「学歴がある」だけではありません。税・社会保険や過去の在留状況も、申請前に確認しておくで安心です。

2 会社に関するチェック

① 日本国内の事業所

☐ 実態のある事業所が日本国内にある

ポイント：雇用契約が海外本社との契約でも、日本国内の事業所が必要。記事では、海外企業との契約に基づくリモートワークは不可としています。

② 事業の適正性

☐ 事業に必要な許認可を取得している

ポイント：例：古物商営業許可、労働者派遣業許可など。実際に行う事業に応じて確認。

③ 事業の継続性

☐ 直近2年以上（目安）、相応の売上を計上している

ポイント：直近2年の決算で債務超過ではないことも目安。新設会社・売上が少ない会社は、事業計画書と根拠の提示を検討。

④ 雇用の安定性

☐ 雇用期間が無期または1年以上／常勤従業員が複数／直近1年間に会社都合退職がない

ポイント：1年未満の契約でも許可の可能性はあるが、慎重審査となる場合がある。

会社側で準備したい資料の例

決算書・売上状況・雇用契約書・会社概要・事業内容・必要な許認可・事業計画など。「会社が本当に外国人を継続して雇用できるか」という視点で整理します。

3 仕事内容に関するチェック

技術

☐ 主たる業務が、工学などの専門知識を必要とする

目安：主たる業務が全体の8割以上あることが目安

人文知識

☐ 主たる業務が、人文分野の専門知識を必要とする

目安：例：営業、会計、総務など。主たる業務が全体の8割以上あることが目安

国際業務

☐ 主たる業務が、外国特有の文化に基づく仕事である

目安：例：通訳・翻訳、広報宣伝など。外国人の言語力・感性を生かす仕事を中心

許可判断のイメージ

本人 + 会社 + 仕事内容
= 技人国該当性を総合的に審査